

広島県港湾施設管理条例及び広島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十九号

広島県港湾施設管理条例及び広島県漁港管理条例の一部を改正する条例

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第一条 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「港湾施設」の下に「(小型船舶特定係留施設のうち別表第一に規定する小型船舶特定係留施設(以下「指定小型船舶特定係留施設」という。)を除く。第四条第一項、第四条の三第一項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。)」を加え、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 通常使用により指定小型船舶特定係留施設を使用する者は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)の許可を受けなければならない。

第四条中「第三項」を「第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、指定管理者が行う許可の条件について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「第三条第二項若しくは第四項又は第四条の二」とあるのは「第三条第三項」と、「港湾施設」とあるのは「指定小型船舶特定係留施設」と読み替えるものとする。

第四条の三に次の一項を加える。

2 前項の規定は、指定管理者が行う許可の制限について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「港湾施設」とあるのは「指定小型船舶特定係留施設」と、「第三条第二項」とあるのは「第三条第三項」と読み替えるものとする。

第五条第一項第一号中「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 指定小型船舶特定係留施設の通常使用 指定管理者が別表第一に規定する金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金

第五条第一項第三号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同項第四号中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十三条第一項中「許可」の下に「(第三条第三項に規定する許可を除く。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項又は前項」に、「知事」を「知事又は指定管理者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、指定管理者が行う許可の取消し等について準用する。この場合において、第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「を除く」とあるのは「に限る」と、「港湾施設」とあるのは「指定小型船舶特定係留施設」と、前項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「港湾施設」とあるのは「指定小型船舶特定係留施設」と読み替えるものとする。

第十四条中「前条」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、この条例の規定により知事の許可を受けた者については知事が、指定管理者の許可を受けた者については指定管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第十五条第一項を次のように改める。

港湾施設の管理は、指定管理者に行わせることができる。

第十五条第二項中「、知事が指定管理者」を「知事が指定管理者」に、「、知事が別に定める」を「指定小型船舶特定係留施設その他知事が別に定める」に改め、同条第三項中「、指定管理者」を「指定管理者」に改め、同項第一号中「許可」の下に「(第三条第三項に規定する許可を除く。)」を加える。

別表第三を別表第四とし、別表第二を別表第三とし、別表第一国際拠点港湾及び重要港湾の表係留施設の部小型船舶特定係留施設の項を削り、同表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第三条、第五条関係)

指定小型船舶特定係留施設利用料金(通常使用による場合)

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	利用料金の範囲
係留施設	小型船舶特定係留施設	係船料	一隻一月につき	二〇、〇四〇円以内
			広島港五日市地区	二〇、〇四〇円以内
			広島港坂地区	二〇、〇四〇円以内
			広島港廿日市地区	二〇、〇四〇円以内

	八メートル以下区画	二〇、〇四〇円以内
	一メートル以下区画	二四、〇六〇円以内
	一五メートル以下区画	二八、〇八〇円以内
	尾道糸崎港柳津地区	一七、三八〇円以内
	福山港一文字地区	一三、三六〇円以内

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第二条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第十一条の二第二項」の下に「及び第二項」を加える。

第十一条の二第二項中「別表第一及び別表第三」を「別表第一」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項ただし書中「知事」を「知事又は指定管理者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「知事は、前項の許可に」を「知事は第一項の許可に、指定管理者は前項の許可に、それぞれ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第三に掲げる管理漁港施設(以下「指定管理漁港施設」という。)を使用する者は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)の許可を受けなければならない。

第十一条の四第一項中「管理漁港施設」の下に「(指定管理漁港施設を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、指定管理者が行う許可の制限等について準用する。この場合において、第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「を除く」とあるのは「に限る」と、「第十一条の二第一項」とあるのは「第十一条の二第二項」と、第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「第十一条の二第一項」とあるのは「第十一条の二第二項」と、前項中「第十一条の二第一項」とあるのは「第十一条の二第二項」と、「県」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第十二条第一項中「別表第一から別表第三までに」を「別表第一及び別表第二に」に、「それぞれ使用料」を「、知事に対して、それぞれ使用料」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(利用料金の納付)

第十二条の二 指定管理漁港施設を使用する者は、指定管理者が別表第三に規定する金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、利用料金の前納、減免、分納及び返還の場合

に準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、指定管理者が行う許可の取消し等について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「第十一条第一項、第十一条の二第一項又は第十一条の三」とあるのは「第十一条の二第二項」と、「第十一条第一項又は第十一条の二第二項」とあるのは「第十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

第十四条中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、指定管理者が行う公益上の必要な措置について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「第十一条第一項又は第十一条の二第一項」とあるのは「第十一条の二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

第十四条の二に次の一項を加える。

5 第一項から前項までの規定にかかわらず、指定管理者は、指定管理漁港施設について、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、休業日又は開場時間を臨時に変更することができる。

第十四条の三第一項を次のように改める。

管理漁港施設のうち指定管理漁港施設その他知事が別に定めるものの管理は、指定管理者に行わせることができる。

第十四条の三第二項第一号中「この条例の規定による許可」の下に「（第十一条の二第二項に規定する許可を除く。）」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 利用料金の収受に関すること。

第十四条の三の次に次の一条を加える。

(利用料金)

第十四条の四 前条の規定により指定管理漁港施設を指定管理者に管理させた場合において、当該指定管理漁港施設を使用する者が納付する利用料金は、当該指定管理漁港施設を管理する指定管理者の収入とする。

第十六条第二号中「第十三条又は第十四条」を「第十三条第一項又は第十四条第一項

」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第十一条の二、第十二条の二関係）

施設の種類	単	位	利用料金の範囲
五口市漁港フ イッシャリー ナ施設艇置施 設	陸上艇置施設 一隻一年につき 艇長七メートル未満	艇長七メートル以上八メートル未満	三一四、四九〇円以内
	艇長八メートル以上九メートル未満	三五九、四二〇円以内	四〇四、三五〇円以内
五口市漁港フ イッシャリー ナ施設船台	陸上艇置施設使用者が使用する場合 一隻一年につき	艇長九メートル以上一〇メートル未満	四四九、二八〇円以内
	陸上艇置施設使用者が使用する場合 一隻一年につき	艇長一〇メートル以上一一メートル未満	四九四、二〇〇円以内
五口市漁港フ イッシャリー ナ施設上下架 施設	陸上艇置施設使用者が使用する場合 一隻一年につき	艇長一一メートル以上一二メートル未満	五三九、一三〇円以内
	陸上艇置施設使用者が使用する場合 一隻一年につき	艇長一二メートル以上一三メートル未満	五八四、〇六〇円以内
五口市漁港フ イッシャリー ナ施設上下架 施設	陸上艇置施設使用者が使用する場合 一隻一年につき	艇長一三メートル以上一四メートル未満	六二八、九九〇円以内
	陸上艇置施設使用者が使用する場合 一隻一年につき	艇長一四メートル以上一五メートル未満	六七三、九二〇円以内
五口市漁港フ イッシャリー ナ施設上下架 施設	海上艇置施設 一棧橋一年につき	艇長一五メートル以上一六メートル未満	二七五、九七〇円以内
	海上艇置施設 一棧橋一年につき	艇長一六メートル以上一七メートル未満	三四四、九八〇円以内
五口市漁港フ イッシャリー ナ施設上下架 施設	海上艇置施設 一〇メートル棧橋	艇長一七メートル以上一八メートル未満	四六〇、五一〇円以内
	海上艇置施設 一〇メートル棧橋	艇長一八メートル以上一九メートル未満	五〇七、〇三〇円以内
五口市漁港フ イッシャリー ナ施設上下架 施設	デジタル用海上艇置施設 一隻一回につき二四時間までごとに	艇長一九メートル以上二〇メートル未満	一、四〇〇円以内
	デジタル用海上艇置施設 一隻一回につき二四時間までごとに	艇長二〇メートル以上二一メートル未満	二、〇六〇円以内
五口市漁港フ イッシャリー ナ施設上下架 施設	デジタル用海上艇置施設 一隻一回につき二四時間までごとに	艇長二一メートル以上二二メートル未満	二、四〇〇円以内
	デジタル用海上艇置施設 一隻一回につき二四時間までごとに	艇長二二メートル以上二三メートル未満	三、一九〇円以内
五口市漁港フ イッシャリー ナ施設上下架 施設	デジタル用海上艇置施設 一隻一回につき二四時間までごとに	艇長二三メートル以上二四メートル未満	四、四〇〇円以内
	デジタル用海上艇置施設 一隻一回につき二四時間までごとに	艇長二四メートル以上二五メートル未満	一、六六〇円以内
五口市漁港フ イッシャリー ナ施設上下架 施設	デジタル用海上艇置施設 一隻一回につき二四時間までごとに	艇長二五メートル以上二六メートル未満	四〇、一〇〇円以内
	デジタル用海上艇置施設 一隻一回につき二四時間までごとに	艇長二六メートル以上二七メートル未満	一、六六〇円以内

	艇長八メートル以上九メートル未満 艇長九メートル以上一〇メートル未満 艇長一〇メートル以上一一メートル未満 艇長一一メートル以上一二メートル未満 艇長一二メートル以上一三メートル未満 艇長一三メートル以上一四メートル未満 艇長一四メートル以上一五メートル未満	四九、〇六〇円以内 五四、五四〇円以内 五九、八九〇円以内 六五、三七〇円以内 七〇、八六〇円以内 七六、三四〇円以内 八一、八二〇円以内
その他の場合 一隻一回につき		
艇長七メートル未満 艇長七メートル以上九メートル未満 艇長九メートル以上一一メートル未満 艇長一一メートル以上一二メートル未満 艇長一二メートル以上一三メートル未満 艇長一三メートル以上一五メートル未満	二、一三〇円以内 二、四〇〇円以内 三、一九〇円以内 四、四〇〇円以内 六、六八〇円以内 九、三四〇円以内	
五日市漁港フ イッシャリー ナ施設駐車場	一台一回につき 一時間までごとに 五時間を超える場合、二四時間までごとに	二三〇円以内 一、三〇〇円以内
五日市漁港フ イッシャリー ナ施設研修室	一室一時間につき	一、三二〇円以内
五日市漁港フ イッシャリー ナ施設シャワ	一人一回につき	一三〇円以内

備考

- 一 利用料金を算定する場合において、一円未満の端数が生じたときは、当該端数金額は、一円として計算する。
- 二 使用期間は、利用料金の額が年額により定められている場合においては、暦に従い年により計算する。ただし、利用料金の額が年額により定められている場合において、使用期間が一月未満であるとき、又は使用期間に一月未満の端数があるときは、その使用期間又は端数の期間を一月として計算する。
- 三 利用料金の額が年額で定められている場合において、使用期間が一年に満たないとき、又は使用期間に一年に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間の利用料金は、月割により計算する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。